公益財団法人日本ソフトボール協会　処分規程

第１条（目　的）
当規程は、公益財団法人日本ソフトボール協会（以下、「当法人」という）倫理規程に掲げる事項を遵守し社会的信頼を確保するために、規程違反に対する処分を定めることで、関係者の不信を招くような行為を防止及び是正することを目的とする。

第２条（適用範囲）
当規程の適用範囲は、倫理規程第１条の２に規定する評議員、役員及び職員（以下、「役職員等」という）並びに各専門委員会の委員、当法人の諸制度に基づき登録等を行っている者及びその他の当法人関係者（以下、「関係者等」という）とする。

第３条（違反行為）
当規程の定める違反行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
（１）広く公益実現に寄与すべき当法人の目的に従わず、又は公序良俗等の社会規範から逸脱し、当法人の社会的信用を損なう行為
（２）関係法令又は当法人の定める定款、倫理規程及びその他の規程に違反する行為
（３）補助金、助成金等の不正受給、脱税その他経理処理に関する不正な行為
（４）職務上の地位を利用して不正に利益を得たり、又は供与したりする行為
（５）パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別等の人権を損なう行為
２　ドーピングに関する違反行為は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

第４条（処　分）
当法人は、前条に定める違反行為を行った者に対して、その違反の内容、程度に応じて、次の処分をすることができる。
（１）評議員、役員、名誉会長、顧問及び参与並びに各専門委員会の委員に対する処分
指　　導　　口頭又は書面による注意で是正を求める。
勧　　告　　口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める。

解　　任　　書面での通知をもってその役職を解く。

（2）職員に対する処分

服務規程第33条に定める懲戒処分とする

（3）登録等を行っている者に対する処分

指　　導　　口頭又は書面による注意で是正を求める。

勧　　告　　口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める。

資格停止　　書面による通知をもってその資格を停止する。その場合、5年以下の期間を定めて通知する。

退　　会　　書面での通知をもってその登録を抹消する。

（4）その他の当法人関係者に対する処分

指　　導　　口頭又は書面による注意で是正を求める。

勧　　告　　口頭又は書面による注意で是正とその報告を求める。

2　ドーピングに関する違反行為に対する処分は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定める規程による。

3　定款、その他の規程等に定めのある場合にはその規程による。

第5条（手　続）

処分の対象となる事案が判明した場合、倫理委員会で事案を審査し、処分を検討し理事会に報告する。理事会は、倫理委員会からの報告内容について審議し、決議を経て処分を決定する。

第6条（不服申立）

当法人の決定した処分に不服があるときは、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づき仲裁を申し立てることができる。

第7条（改　廃）

当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附　則

当規程は、平成27年1月24日から施行する。

改訂履歴